平成２９年（フ）第９６７６号
千葉県市川市本行徳14―14―202、住民票上の前住所東京都江東区塩浜２丁目７―21―902
破産者　白濱　香奈
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６９７号
神奈川県川崎市多摩区南生田７丁目２―１―101
破産者　藤井　慎之
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７１２号
東京都江戸川区南小岩７丁目22番14号　リベーロ平和１　203
破産者　工藤　忠雄
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７４２号
東京都江戸川区中央１丁目15番２―307
破産者　清水　千穂
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７６５号
東京都大田区大森北４丁目26―６　中山方
破産者　桑原奈緒美
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２号
東京都足立区足立２丁目６―６
破産者　三品　慶子
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５３号
栃木県宇都宮市東原町21番13号
破産者　川俣商事株式会社
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６１号
栃木県鹿沼市貝島町5006番地５　アバンティ貝島西　Ｅ棟
破産者　黒川　勇太
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４４０号
沖縄県国頭郡本部町字渡久地162番２号
破産者　合同会社アクアポポ
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４４１号
栃木県那須塩原市西大和７番10号、前住所沖縄県名護市宇茂佐の森２丁目12番地６　サザンパレス名護桜シティ905
破産者　清水　光一
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８０号
栃木県大田原市上奥沢583番地18
破産者　アストニッシュ合同会社
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８１号
栃木県さくら市葛城1963番地１
破産者　石田　武志（旧姓渡部）
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５２７号
栃木県小山市駅南町２丁目14番17―102号
破産者　株式会社ＭＳＧ
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５２８号
栃木県佐野市田沼町1102番地３　ボンヌール205
破産者　青木幸太郎
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１２号
群馬県高崎市吉井町池1606番地１
破産者　有限会社ピークパフォーマンス
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２３２１号
北海道深川市三条６―７
破産者　板倉　克宏
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６９５号
東京都港区南青山４丁目６―７―101
破産者　板垣　譲子
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２９８号
東京都練馬区東大泉４丁目３―６―402
破産者　李　　姫淑（旧姓國元）
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３０２号
東京都新宿区高田馬場４―11―９―402、住民票上の住所埼玉県ふじみ野市ふじみ野３丁目10―36―204
破産者　峯崎　雄作
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６１０号
東京都世田谷区松原６丁目33―10―102
破産者　浅沼　清子
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部